

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その3)

平成28年

目 次

議案第 85 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定 について……………	5
議案第 86 号	鎌倉市教育長の給与の臨時特例に関する条例の制定について ……	7

議案第 85 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する
条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する条例を次のよう
に定める。

平成28年12月26日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

特例として、市長及び平成28年6月15日に副市長であった者の給
与の減額を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与の臨時特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号。以下「整備条例」という。）付則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第4条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）第3条及び附則第3項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同年3月31日までの間における市長の給料月額にあっては同条例第3条第1号に規定する額からその $\frac{20}{100}$ に相当する額を、同年1月1日から同年3月31日までの間における平成28年6月15日に副市長であった者の給料月額にあっては同条第2号に規定する額からその $\frac{17}{100}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

鎌倉市教育長の給与の臨時特例に関する条例の
制定について

鎌倉市教育長の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成28年12月26日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

特例として、教育長の給与の減額を行うものである。

鎌倉市教育長の給与の臨時特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号。以下「整備条例」という。）付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）第3条及び附則第2項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同月31日までの間における教育長の給料月額にあっては、同条例第3条に規定する額からその $\frac{17}{100}$ に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（期末手当の算出の基礎となるものに限る。）、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。